

議 事 録

会議の名称	平成 30 年 愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 1 回 臨 時 会
開催日時	平成 30 年 3 月 29 日 (火) 午後 4 時 00 分
開催場所	秦 荘 庁 舎 2 階 大 会 議 室
出席者	【教育委員】 4 名 植田建次、松浦延代、中村由香里、八島琢磨 【事務局】 7 名 教育管理部長 中村治史 教育振興課主監 巽 友弘 生涯学習課長 藤居祐司 歴史文化博物館長 大友 暢 給食センター所長 本田康仁 図書館長 茶谷えりか 教育振興課係長 増居志穂
議事日程	日程第 1 指名第 1 号 愛 荘 町 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 の 指 名 に つ いて 日程第 2 議案第 20 号 愛 荘 町 教 育 委 員 会 所 管 町 費 職 員 の 人 事 異 動 に つ いて
議事録作成者	教育振興課 増居 志穂
中村部長	午後 4 時 00 分開会 それではこれから、平成 30 年愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 1 回 臨 時 会 を 開 催 し ま す 。 本 来 で す と 、 本 日 3 月 29 日 か ら 新 教 育 長 制 度 と な る と ころ で す が 、 新 教 育 長 の 任 命 が 未 了 で す の で 、 私 の 方 で 進 行 さ せ て い た だ き ま す の で よ ろ し く お 願 い し ま す 。 ただいまの出席委員は 4 名であります。したがって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により臨時教育委員会は成立いたしますので開会いたします。 最初に議事録の承認であります。昨日 3 月 28 日に開催した議事録の調製が未了であります。4 月定例委員会までには事務局において調製しますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の委員会の議事録の署名も委員全員でお願いいたします。 それでは、議題に入ります。 日程第 1 「指名第 1 号 愛 荘 町 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 の 指 名 に つ い て」を議題といたします。事務局から説明いたします。 愛 荘 町 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 の 指 名 に つ い て は 、 地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 26 年 法 律 第 76 号) 附 則 の 第 5 条 規 定 に よ り 、 新 教 育 長 が 任 命 さ れ る ま で の 間 は 、 地 方 公 共 団 体 の 長 は 、 委 員 の うち から 、 新 教 育 長 の 職 務 を 行 う 者 を 指 名 す る こ と が で き る 、 と の 規 定 が あ り ま す 。

有村町長	<p>この規定により、有村町長から指名をお願いします。</p> <p>3月議会では教育長の任命同意案件は未上程でした。藤野教育長の任期は3月28日で満了したことから、新教育長の職務をおこなう者を指名する必要があります。この手続きについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則の第5条規定により、新教育長が任命されるまでの間は、地方公共団体の長は、委員のうちから、新教育長の職務を行う者を指名することができる、との規定があります。このことから、私から新教育長の職務代理者を指名させていただきます。</p> <p>新教育長の職務代理者として、植田建次委員を指名します。どうぞよろしくをお願いします。</p>
中村部長	<p>ただいま、有村町長から教育長職務代理者の指名がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">—質疑、意見なし—</p>
中村部長	<p>質疑・ご意見がないようですので、日程第1「指名第1号 愛荘町教育委員会教育長職務代理者の指名について」 植田委員が愛荘町教育委員会教育長職務代理者に指名されました。</p> <p>ここで教育長職務代理者の指名があった植田教育長職務代理者に座席の移動をお願いし、ご挨拶をお願いします。</p>
植田職務代理者	<p style="text-align: center;">—就任あいさつ—</p>
中村部長	<p>ありがとうございます。ここで、議事進行を植田教育長職務代理者に交代させていただきます。よろしくお願いします。</p>
植田職務代理者	<p>それではここから私が議事進行をさせていただきます。</p> <p>議題に入る前に、次の議案第20号は人事に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第5条の規定により、「人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決した時は、これを公開としないことができる。」となっております。この議案については公開しないこととしてよろしいかお諮りします。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>

植田職務代理者	<p>異議なしと認めます。よって議案第 20 号は非公開といたします。</p> <p>●上記の決定により、「<u>議案第 20 号 愛荘町教育委員会所管町費職員の人事異動について</u>」は非公開とする。</p> <p>以上で平成 30 年第 1 回臨時会の案件はすべて終了しました。</p> <p>午後 4 時 20 分閉会</p>
---------	---